

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱

本史跡には、大形円形建物跡を中心とする縄文時代中期から後期の集落跡が良好に残されており、当時の習俗と葬送儀礼を示す特異な遺物が出土している。また、北上川を望む舌状台地上で縄文時代から中世まで続く土地利用がうかがわれる。こうした本質的価値を確実に保存し、有効に活用していくために、現状と課題を踏まえ、計画的かつ実効性のある取り組みを進めていく必要がある。

そのためには、本史跡の管理団体である北上市が、地域住民をはじめとする市民、各種団体等と連携し、それぞれの役割を明確化し、合意形成を図りながら、取り組みを進めていく仕組み・体制を構築することが求められる。その上で、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、教育文化・観光・まちづくり・地域活性化等の観点から、史跡を活かす取り組みが重要になる。

そこで、本史跡に関わる様々な主体である、行政・地域・市民等が共有する、史跡の保存・活用の大綱（基本理念）を、史跡の本質的価値を踏まえながら、次のように設定する。

地域とともに進化（深化）を続ける縄文時代の祈りの村「八天遺跡」

第2節 基本方針と方向性

（1）基本方針

前節で設定した大綱を実現するために、以下のとおり基本方針を定める。

- 史跡の本質的価値を恒久的に保護し、確実に未来に継承する。
- 協働の手法を活用しながら、地域を核とした史跡の保存管理・活用を行う。
- 市内の他の史跡や文化財・教育文化施設と連携した保存管理・活用を行う。
- 縄文時代の生活と祈りを身近に感じられるような活用整備を目指す。
- 北上川を見渡す景観の過去と未来に思いを馳せることのできる空間の創出を目指す。
- 継続的な調査研究により、発見の驚きと喜びに満ちた空間の創出を目指す。

また、基本方針に基づき本質的価値や現状と課題等を踏まえ、保存、活用、整備、運営・体制の方向性を設定する。

（2）保存の方向性

- 本史跡の本質的価値を構成する縄文時代の遺構・遺物について、調査・活用・整備と調整しながら、保護層（盛土）等により確実な保存を図る。
- 史跡指定地の土地の公有地化に取り組むとともに、指定地周辺において本史跡との一体的な保存・活用が必要な区域が確認された場合には、追加指定を検討する。

○本史跡の本質的価値と一体となった地形・景観について、適切な保存管理方法を検討するとともに、指定地内における遺跡の価値に関連しない施設について、適切な扱いを検討する。

○内容確認のための調査・研究を継続的に行い、集落の全体像や時期的な土地利用の変遷等の解明を目指す。

（３）活用の方向性

○本史跡の本質的価値や発掘調査の成果について、史跡整備過程も含めて積極的な公開に努める。

○八天遺跡をはじめ本市に立地する史跡について、学校教育・生涯学習・地域行事の場において学ぶことができるような機会を創出する。

○八天遺跡をはじめ本市に立地する史跡について、ホームページ等を含め多様な手段・媒体を活用しながら、広く情報の提供・発信に努める。

○本市に立地する史跡や博物館等を関連資産として一体的にとらえ、連携した活用が図られるような取り組みについて検討する。

（４）整備の方向性

○本史跡の保存を前提として、本質的価値を十分に活かした整備を計画的に実施する。

○市民・地域・学校等と協働し、持続的な管理・活用が可能となる整備を実施する。

○地域社会の拠点となり、地域住民の活用に資する整備を実施する。

○周辺文化財との一体的な活用が可能となる整備を実施する。

○周辺の自然環境を活かした整備を実施する。

（５）運営・体制の方向性

○本史跡の保存については、今後とも管理団体である北上市が主体となり、土地所有者とも連絡調整を図りながら進めていく。

○本史跡の活用、整備、維持については、北上市及び地域住民が主体となって、協働で取り組む。

○整備を円滑に行うため、国・県・庁内の関係部局・地域住民や関係機関と情報共有や連絡調整を行いながら管理運営を行う。

○地域住民や関係団体（研究機関・学校・各種法人等）と協力して本史跡の保存、活用に取り組める体制を構築する。

表9 大綱・基本方針と保存・活用・整備等の方向性

保 存	活 用	整 備	運 営 ・ 体 制
<p>現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の公有地化率は約56.2% ・私有地は年2回除草を実施 ・私有地は自転車道路用地 ・私有地は各種施設用地と個人所有の山林・原野 ・揚水機・送電用鉄塔・電柱等が存在 ・縄文集落の全体像は、今なお不明確 ・史跡外への遺跡の広がりは未確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地に標柱と遺跡解説板を設置 ・出土遺物は市立博物館本館に展示 ・発掘調査時には現地説明会を開催 ・八天縄文まつりを開催 (H20～28) ・更木夏まつり前夜祭を開催 (H29～) ・生涯まちづくり出前講座「北上の史跡」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「史跡八天遺跡環境整備基本計画」策定から30年経過 ・保存目的の整備は未実施 ・活用目的の整備は標柱・解説版のみ ・地元地域から整備に基づく史跡の有効活用に関して強い要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理団体は北上市 ・私有地は地権者が管理 ・文化庁や県教育委員会の許可 ・指導・助言 ・文化財課が史跡管理、計画策定、調査、普及事業を担当 ・博物館が主要出土遺物を展示 ・除草は地元組織に委託
<p>課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地表面から遺構確認面までが浅く、保護層（盛土）を適切に施工必要性 ・私有地の公有地化 ・指定地内外での規制と追加指定の検討 ・地形や景観の適切な保存管理 ・揚水機・送電用鉄塔・電柱等の扱い ・史跡の全体像の解明 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効な活用のための整備 ・史跡への案内表示が無く、来訪者への情報提供が必要 ・展示、普及活動の継続と内容の更新 ・学校教育、生涯学習における活用 ・市民や地域との協働事業 ・他の史跡・文化財や博物館等とのネットワーク化 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画の策定 ・保護層（盛土）を適切に施工必要性 ・地形や景観を適切かつ持続的に保存管理するための整備 ・他の史跡や地域の文化財、周辺の自然環境との一体的な活用が可能となる整備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元地域と一体となった活用 ・整備・維持の体制構築 ・庁内外の関係係部局との意思疎通、情報共有 ・観光やまちづくりに関わる各種団体との連携
<p>大 綱</p> <p>地域とともに進化（深化）を続ける縄文時代の祈りの村「八天遺跡」</p>			
<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の本質的価値を恒久的に保護し、確実に未来に継承する ・協働の手法を活用しながら、地域を核とした史跡の保存管理・活用を行う ・市内の他の史跡や文化財・教育文化施設と連携した保存管理・活用を行う 			
<p>方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縄文時代の遺跡・遺物を保護層（盛土）等により確実に保存 ・指定地の公有地化や、未指定地の追加指定を必要に応じて検討 ・地形・景観について適切な保存管理方法を検討 ・遺跡の価値に関連しない施設について、適切な扱いを検討 ・継続的な調査・研究による集落の全体像の解明 			
<ul style="list-style-type: none"> ・縄文時代の生活と祈りを身近に感じられるような活用整備を目指す ・北上川を見渡す景観の過去と未来に思いを馳せることのできる空間の創出を目指す ・継続的な調査研究により、発見の驚きと喜びに満ちた空間の創出を目指す 			
<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の価値や発掘調査の成果を積極的に公開 ・学校教育・生涯学習・地域行事において、史跡を学ぶ機会の創出 ・多様な手段・媒体を活用しながら、広く情報を提供・発信 ・市内の史跡や博物館等を関連資産として一体的にとらえ、連携活用 			
<ul style="list-style-type: none"> ・保存を前提に、史跡の価値を活かした整備を計画的に実施 ・協働の手法を活用し、持続的な管理・活用が可能となる整備 ・地域社会の拠点となり、地域住民の活用につながる整備 ・周辺の文化財や自然環境を活かした整備 			
<ul style="list-style-type: none"> ・管理団体の北上市が主体となつて保存管理 ・北上市と地域住民が協働して活用・整備・維持を実施 ・国・県・庁内関係部局・地域住民・関係機関で情報共有 ・地域住民や関係団体と協力して、保存活用に取り組みめる体制の構築 			